

	号外	定価1部2円	人事異動には「勤務条件性」があります。改善実現のため、県職労に結集しましょう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2023確定闘争⑩-朝 本日、自治労県本部統一行動日 人事異動要求書8日提出へ

県職労は、最大の勤務労働条件の変更である「人事異動」の実施にあたり、家庭生活と職業生活の両面から、本人の希望を最大限尊重し、働きがいのある環境とするよう求めるため、12月8日（金）に知事あて「2024定期人事異動に関する要求書」を提出し、交渉を行います。要求事項の概要は、次のとおりです。

- 異動内示については、3月1日までに行うこと。
特に、コロナ感染等の特殊事情を考慮した柔軟対応とともに、円滑な引継ぎ、適正な業務執行の確保のためにも、内示日から発令日まで最低でも3週間を確保すること。
- 異動については、本人希望、家庭事情に十分配慮し、特に遠距離異動時の事前の本人意向確認、赴任地の早期内示を行うこと。また、長期単身赴任、遠距離通勤の解消に努めること。また、専門職種等の人事異動ルールを確立すること。
- 国、市町村等への出向・派遣は、1月以上前に本人同意を得た上で行うこと。
- 振興局長権限等による市町村との交流人事について、実態の検証を行い、不適切な人事は是正すること。また、本人同意を前提とすること。
- 暫定再任用制度の簡略化をはかり、希望者全員の採用を基本に定数増を図ること。
- 業務量の増加に伴い、新卒者を中心とする正規職員を基本に人員配置を行うこと。
- 任期付職員についても、本人の異動希望を優先して対応すること。また、選考採用については、該当職員がいる間は継続実施するとともに、積極的に採用すること。
- 赴任期間について制度保障するとともに、円滑な事務引継ぎ、住居移転等の状況に考慮し、新所属において早期着任を強制しないよう徹底すること。
- 公舎入居について、担当職員の負担や入居希望者の不利益とならないよう配慮すること。特に沿岸地域については、借り上げ等により、使用者の責任で住居を確保すること。
- 特殊事情（職場不適合を含む）等に関する労使協議、苦情処理を確立すること。



本日 12月1日（金）は、自治労県本部統一行動日 です。

県職労の他、県内市町村職労等の自治労岩手県本部に加盟する組合員が同一日に交渉や組合員集会等の行動に結集し、県内全体で労働条件改善の押上げを図る日です。

会計年度任用職員の給与改定（2023年度）

月例給 0.05月分 4月遡及改定・差額支給

会計年度任用職員の給与改定について、昨年（2022年）は4月遡及改定とはならず、翌年（2023年）4月改定となりましたが、今年は11月9日の総務部長交渉で、4月に遡及改定するとの回答を引き出しました。今回初めて、常勤職員と同様、年内の差額支給も行われます。一時金（期末手当）については、0.05月の引上げとなりました。

- 月例給：常勤職員の給与改定に基づき引き上げる
- 一時金：期末手当を常勤職員の期末手当と同様に0.05月分引き上げる

会計年度任用職員の勤勉手当（2024年度～）

評価格差 県職労と継続協議

会計年度任用職員の一時金について、地方自治法改正に伴い、これまでの期末手当に加えて、条例の規定に基づき、2024年度から勤勉手当の支給が可能とされました。

総務部長交渉では、「12月議会に条例提案する」との回答を引き出し、県議会に条例提案が行われたところですが、その一方で、総務部長は「人事評価を給与に反映することが義務付けられている」とし、具体的な成績率等、制度の詳細については、今後改正される人事委員会規則の内容を踏まえ、各任命権者とそれぞれの労働組合（知事部局の場合は県職労）とで継続協議することとしました。

県職労では、会計年度任用職員に人事評価はなじまないとの認識の下、評価格差を生じない制度運用を求めています。

今こそ組合に加入しよう！

常勤職員も会計年度任用職員も加入対象です。

本紙に記載した課題を含め、労働条件・職場環境の改善は、働く者みんなが労働組合に結集して要求しない限り実現し得ないものばかりです。また、労働組合が継続的に人事当局と協議すべき課題も多々あります。数は力です。今こそ組合に加入しましょう。特に若年層の皆様や会計年度任用職員の皆様には、差額支給をはじめ、組合費負担を補って余りある効果があります。



組合加入届は県職労HP（<http://www.iwatekensyoku.or.jp/>）からダウンロード
提出はお近くの組合事務所（書記局）又はFAX019-625-2421へ！